

再 評 価 調 書

I 事業概要							
事業名	都市公園事業						
地区名	ひがしみかわ 東三河ふるさと公園 <small>こうえん</small>						
事業箇所	とよかわし 豊川市						
事業のあらまし	<p>東三河ふるさと公園は、豊川市西部の遠見山・新宮山周辺の丘陵地に位置し、周辺の歴史的な施設、良好な樹林地、三河湾の眺望といった資源を活かした大規模公園（広域公園）である。</p> <p>本公園は、憩いの場及び交流の場としての「修景庭園」、「東三河あそび宿」、「ピクニック園地」、「憩いの広場」などや、自然とふれあうことのできる散策路、既存の地形や植生等の自然環境を活かした「展望ツツジ園」や「三河山野草園」などから構成されている。</p> <p>公園の整備目標は、地域の歴史、文化を活かし、“郷土（ふるさと）の風景”を感じられる空間づくりとしており、県民の多様なレクリエーションや健康づくりに広く利用されている。</p> <p>さらには、大規模公園という公園の規模を活かした広域防災活動拠点に指定されており、防災上の活動の場としての重要な役割も担っている。</p> <p>2005年度に一部エリアにて開園し、以降、計画的に整備を進め、段階的に供用面積を拡大している。</p>						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>◇自然とのふれあいの場、憩いの場及び交流の場の創出</p> <p>◇レクリエーション・健康づくりの場の創出</p> <p>◇広域防災活動拠点として必要となる防災機能の確保</p>						
計画変更の推移		再評価時 (1回目) (2009)	再評価時 (2回目) (2014)	再評価時 (3回目) (2019)	再評価時 (4回目) (2024)	変動要因の 分析	
	事業期間	1995～2021	1995～2026	1995～2031	1995～2029	関係機関との 調整	
	事業費(億円)	277.0	254.0	254.0	266.0	設計見直しによる 増及び物価変動 (2019 → 2024 単価)	
	経費内訳	工事費	126.0億円	126.0億円	126.0億円		138.0億円
		用補費	151.0億円	128.0億円	128.0億円		128.0億円
その他		—	—	—	—		
事業内容	広域公園の整備 事業規模：174.8ha 【主な施設】 ◇園路 ◇駐車場 ◇街の広場 ◇ピクニック園地 ◇展望ツツジ園 ◇憩いの広場 ◇三河山野草園 ◇修景庭園 ◇三河郷土の谷 ◇東三河あそび宿 ◇桜の広場 ◇史跡の広場 ◇林間広場 ◇キャンプ場 ◇山城の森	広域公園の整備 事業規模：174.8ha 【主な施設】 ◇園路 ◇駐車場 ◇街の広場 ◇ピクニック園地 ◇展望ツツジ園 ◇憩いの広場 ◇三河山野草園 ◇修景庭園 ◇三河郷土の谷 ◇東三河あそび宿 ◇桜の広場 ◇史跡の広場 ◇林間広場 ◇キャンプ場 ◇山城の森	広域公園の整備 事業規模：174.8ha 【主な施設】 ◇園路 ◇駐車場 ◇街の広場 ◇ピクニック園地 ◇展望ツツジ園 ◇憩いの広場 ◇三河山野草園 ◇修景庭園 ◇三河郷土の谷 ◇東三河あそび宿 ◇桜の広場 ◇史跡の広場 ◇林間広場 ◇キャンプ場 ◇山城の森	広域公園の整備 事業規模：175.0ha 【主な施設】 ◇園路 ◇駐車場 ◇街の広場 ◇ピクニック園地 ◇展望ツツジ園 ◇憩いの広場 ◇三河山野草園 ◇修景庭園 ◇三河郷土の谷 ◇東三河あそび宿 ◇桜の広場 ◇史跡の広場 ◇林間広場 ◇キャンプ場 ◇山城の森			

II 評価	
① 事業の必要性の変化	<p>1) 必要性の変化</p> <p>【再評価時（1回目）（2009年度）の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題への対応、様々な世代の利用やライフスタイルの変化への対応、さらには防災面への対応など多様な機能の確保が求められている。 丘陵地から平地に広がる里地里山環境の一部を構成し、郷土の伝統や文化、風景、さらには生物多様性の保全に資する豊かな生物相の生息環境等の確保が求められている。 COP10の名古屋開催とあいまって、自然環境の保全・管理を基本に、自然との触れ合いを重視した施設整備、体験型の環境学習や環境保全・育成活動等の機会を創出する空間整備等の整備が求められている。 当公園が位置する豊川市が東海地震に係る「地震防災対策強化地域」、東南海・南海地震に係る「防災対策推進地域」に指定されており、発災時には広域防災活動拠点（複数の市町村におよぶ救援物資の集積・活動拠点）としての機能を十分に発揮することが求められている。 <p>【再評価時（2回目）（2014年度）の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境問題への対応、地域の資源、文化を活かした豊かな地域づくりへの対応、少子高齢社会や様々な世代の利用やライフスタイルの変化への対応、さらには防災面への対応など多様な機能の確保が求められている。 丘陵地から平地に広がる里地里山環境から、郷土の伝統や文化、風景、さらには生物多様性の保全に資する豊かな生物相の生息環境等を育てており、このような環境を活かし、自然環境の保全・管理を基本に、自然との触れ合いを重視した施設整備等の整備が求められている。 東日本大震災の発生より、防災に対する意識が高まっており、当公園が位置する豊川市が「地震防災対策強化地域」、「防災対策推進地域」に指定されていることもあり、発災時には広域防災活動拠点（複数の市町村におよぶ救援物資の集積・活動拠点）としての機能を十分に発揮することが求められている。 <p>【再評価時（3回目）（2019年度）の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回評価時と同様に環境面や防災面等における機能の確保は継続して求められている。 当公園では、公園の魅力向上のため、NPOを始めとする県民との協働作業による公園づくりを進めている。公園の更なる利用促進を目的とした組織が設立される見込みであり、これまで以上に、公園を活動の場として利用する機運が増している。 <p>【再評価時（4回目）（2024年度）の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報の発表をはじめ、昨今の日本各地での頻発する自然災害を受け、防災諸活動の広域的な支援拠点となり得る防災機能を備えた公園整備の必要性は高まっている。 新型コロナウイルス感染症流行を経て、里地里山環境の心地よさを感じ、散策路等を利用しウォーキング等を行うことで、運動不足の解消やストレスの緩和といった効果が得られることから公園施設の役割が高まってきている。 <p>【変動要因の分析】</p> <p>自然災害の発生頻度の増加や激甚化により、防災機能を備えた公園の必要性が高まった。新型コロナウイルス感染症により密な空間のリスクが浸透したことによりオープンスペース確保の必要性が増した。</p>
	判定

【事業計画及び実績】

		1995～2018	2019～2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	合計
工程区分	調査設計	←							→	
	用地補償	←	→							
	工事									
	◇園路	←→								
	◇駐車場	←→						←→		
	◇街の広場	←→								
	◇ピクニック園地	←→								
	◇展望ツツジ園	←→								
	◇憩いの広場	←→								
	◇三河山野草園	←→								
	◇修景庭園	←→								
	◇三河郷土の谷	←→								
	◇東三河あそび宿	←→								
	◇桜の広場	←→								
	◇史跡の広場							←→		
	◇林間広場					←→				
◇キャンプ場								←→		
◇山城の森								←→		
事業費(億円)	前回計画	199.0	13.0					42.0		254.0
	実績	199.0	12.2					—		211.2
	計画	199.0	12.2					54.9		266.0

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況	
	計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	進捗率(%)【②÷③】
供用面積 (ha)	135.8	135.8	100%	175.0	78%
事業費 (億円)	212.0	211.2	99%	266.0	79%
工事費	90.6	89.9	99%	138.0	65%
用補費	121.4	121.4	100%	128.0	95%
その他					

【施工済みの内容】

- ・ 2023年度末の時点で、全体の公園区域(約175.0ha)の内、135.8haを供用している。
- 【事後評価に準ずるフォローアップ】
- ・ 開園済みの範囲において、散策路整備や既存の地形や自然環境を生かした広場等の整備により、自然とのふれあいの場、憩いの場及び交流の場を創出できているが、さらなる機会創出の場を整備する必要がある。
- ・ 開園済みの範囲において、散策路整備や遊具等の整備により、レクリエーション・健康づくりの場を創出できているが、さらなる機会創出の場を整備する必要がある。
- ・ 災害時の広域活動拠点として活用できる範囲の整備が進んでいるが、十分に機能を発揮するために広場等の整備を進める必要がある。

■直近6か年の年間利用者数

- ・ 2023年度の利用者の大幅な減少は、2023年6月豪雨により公園が被災し、公園施設の利用を停止していたことによる。
- ・ 東三河ふるさと公園の南側に国道23号蒲郡バイパス(名豊道路)が開通予定であり、アクセスが格段に良くなることから、今後、公園利用者の増加が見込まれる。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
年間利用者数	311千人	336千人	402千人	393千人	387千人	287千人

■災害時の活用可能面積

目標値：10ha、現況値：6.6ha

1) 進捗状況

2) 未着手又は長期化の理由

- ・ 関係機関との調整に期間を要したため。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

- ・ 関係機関との調整は完了しており、阻害要因としては解消した。

【今後の見込み】

- ・ 2029年度までの整備完了を目指す。

判定

B

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
 B：次のいずれか(該当する項目に「○印」を付ける)
- ・ これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・ これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

- ・ 阻害要因はなく、計画通りの事業完了が見込まれるため。

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）の変化

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析の算定基礎となった要因変化の有無】

- ・ 事業期間の変更
- ・ 追加の部分供用開始
- ・ 物価変動
- ・ 設計の見直し
- ・ 社会経済環境（ゾーン内人口、競合公園数）の変化

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

- ・ 本事業の費用便益比は3.74（ ≥ 1.0 ）であり、事業効果が期待できる。

区分		再評価時 (1回目) (2009)	再評価時 (2回目) (2014)	再評価時 (3回目) (2019)	再評価時 (4回目) (2024)	備考
費用 (億円)	事業費	294.2	333.6	415.8	517.4	
	維持管理費	30.8	35.2	44.5	51.1	
	合計（C）	325.0	368.8	460.3	568.5	
効果 (億円)	利用便益	925.8	915.9	1,172.9	1,533.4	
	環境便益	205.3	227.8	276.4	344.1	
	防災便益	151.4	180.2	202.6	249.9	
	合計（B）	1282.5	1,323.9	1,651.9	2,127.4	
	(参考) 算定 要因	ゾーン内人口 (万人)	423.1	427.8	430.6	426.4
費用対効果分析結果 (B/C)		3.95	3.59	3.59	3.74	

※金額は、社会的割引率（4%）を用いて現在の価値に換算したものの。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

- ・ 「改訂第4版大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課）2017.4, 2018.8, 2024.3一部改訂」
- ・ 便益は、直接的に公園を利用することによって生じる価値と環境機能や防災機能といった間接的に公園を利用することによって生じる価値で評価する。

【変動要因の分析】

- ・ 誘致圏内の人口の増減、新規の競合公園の開設といった社会経済環境の変化により便益は減少した。
- ・ 物価変動により費用が増加した。
- ・ 追加の部分供用を開始したことおよび全体供用開始の予定時期が早まったことにより便益が増加した。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【前回評価時の状況】

- ・ 特になし。

【再評価時の状況】

- ・ 特になし。

【変動要因の分析】

- ・ 特筆すべきものはなし。

判定

A

A：前回評価時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。
 B：前回評価時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。
 C：前回評価時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

【理由】

- ・ 費用対効果分析結果が1.0を上回っており、十分な事業効果の発現が見込まれるため。

III 対応方針（案）	
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 ◇年間公園利用者数	
V 事業評価監視委員会の意見	
東三河都市計画公園事業9・6・2号東三河ふるさと公園の対応方針（案） [事業継続] を了承する。	
VI 対応方針	
事業継続	